

三木市こども食堂物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年2月20日

三木市長 仲 田 一 彦

三木市こども食堂物価高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、光熱費、食材費等の物価高騰の影響を受けているこども食堂を運営する団体に対して三木市こども食堂物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、こども食堂の安定的な運営を確保し、もってこどもが健やかに成長できる環境の整備を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 市内に居住する原則18歳未満の者をいう。
- (2) こども食堂 市内において、こどもに対して食事の提供及び居場所づくりを行うことによりこどもの健やかな成長を支援する事業をいう。

(支援対象団体)

第3条 支援金の交付の対象となる団体（以下「支援対象団体」という。）は、こども食堂を運営する団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 構成員が2人以上いること。
- (2) 組織及び運営に関する事項を定めた定款、会則、規約等があること。
- (3) 政治的活動、宗教的活動又は営利活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 法令又は公序良俗に違反する活動を行う団体でないこと。
- (5) 暴力団等（三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号）第2条第1項に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）と関係する団体でないこと。

(6) 次条に規定する支援対象事業について、市から物価高騰対策を目的とする別の委託金、補助金等の交付を受けていないこと。

(支援対象事業等)

第4条 支援金の交付の対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当することも食堂の運営とする。

- (1) 年間を通じて計画的に運営するとともに、1月当たり1回以上（災害等その他市長がやむを得ない事由があると認める場合を除く。）行うものであること。
- (2) 1回当たり10食以上の食事を提供できる体制であること。
- (3) こどもの発達のために十分な栄養がある食事を提供すること。
- (4) 参加費を無料又は食材費に相当する額程度の低額とすること。
- (5) 構成員の関係者その他特定の者のみによる利用とならないよう、広報活動等を積極的に行うこと。
- (6) 管轄する保健所の指導に基づき適切な衛生管理体制が構築されていること。
- (7) 周囲の環境に配慮した運営時間であること。
- (8) 利用者及び従事者を対象にした傷害保険への加入その他安全の確保に努めること。
- (9) 市から活動状況の報告や確認を求められた場合は、積極的に協力すること。

2 支援対象事業は、令和7年4月1日から令和7年9月30日までに実施されたものとする。

(支援対象経費)

第5条 支援金の交付の対象となる経費は、支援対象事業に要する経費であって、光熱費、食材費等の物価高騰の影響を受けているものとする。

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、予算の範囲内において、別表に掲げる実施頻度に応じて同表の支援基準額とする。

2 前項の規定にかかわらず、支援対象事業が、第4条第2項に規定する期間（以下「支援対象期間」という。）の途中で運営を開始し、又は中止し、若しくは廃止した場合における支援金の額は、支援基準額に、当該年度内における補助対象事業を行った月数を6で除して得た数を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 支援対象事業について、国、県等の地方公共団体等から物価高騰の影響の軽減を目的

とする補助金、助成金等(支援対象期間が同じものに限る。)の交付を受けている場合は、当該額を控除して得た額を交付する。

(交付申請及び実績報告)

第7条 支援金の交付を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、三木市子ども食堂物価高騰対策支援金交付事業交付申請兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業概要書(様式第2号)
- (2) 事業実施報告書(様式第3号)
- (3) 誓約書(様式第4号)
- (4) 構成員名簿
- (5) 定款、会則、規約等の写し
- (6) 三木市子ども食堂物価高騰対策支援金請求書(様式第5号)
- (7) 活動の内容がわかる書類(ちらし、当日の写真など)
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、令和7年度の三木市子ども食堂運営助成事業補助金に係る交付決定を受けている申請団体にあつては、前項第4号及び第5号の書類の添付を省略することができる。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、三木市子ども食堂物価高騰対策支援金交付決定(却下)通知書(様式第6号)により当該申請団体に通知するものとする。この場合において、市長は、当該交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を受けた申請団体に対し、速やかに支援金を交付するものとする。

(変更申請等)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた申請団体(以下「支援団体」という。)は、当該事業(以下「支援事業」という。)の内容を変更しようとするときは、三木市子ども食堂物価高騰対策支援金変更交付申請書(様式第7号)に第7条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、支援団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(支援金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消した部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(加算金及び延滞金)

第12条 支援団体は、前条の規定により支援金の返還を命じられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 支援団体は、前条の規定により支援金の返還を命じられ、これを期限までに返還しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(財産の管理等)

第13条 支援団体は、支援事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、支援事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、支援金の目的に従って運用を図るものとする。

2 市長は、支援団体が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第14条 支援団体は、取得財産等を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定により算出される耐用年数の間、市長の承認を受けずに、支援金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(帳簿の備付け)

第15条 支援団体は、支援事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該支援事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(調査等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、支援団体に対し、支援金の執行状況等について必要な書類、帳簿等を調査し、又は報告を求めることができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月20日から施行する。

別表（第6条関係）

実施頻度	支援基準額
月1回開催	25,000円
月2回以上開催	50,000円